

「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」設置要領

(1. 目的)

会議は、中国電力の潮発電所水利使用に関して、神戸川の河川環境の保全等の観点から、関係自治体がその対応方針について、関係者の意見を聴きながら、協議・調整を行うことを目的とする。

(2. 協議事項)

会議は、目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 潮発電所水利使用に関すること
- (2) 神戸川の河川環境の保全と今後のあり方等に関すること
- (3) その他

(3. 組織)

会議は、島根県、出雲市、飯南町、美郷町で構成し、幹事、オブザーバーをおく。構成員は、別表1のとおりとする。

(4. 運営)

会議は、島根県副知事が招集し、会議の運営と進行を統括する。
会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。
幹事会は、必要に応じて、島根県土木部長が開催し、運営と進行を統括する。

(5. 事務局)

会議の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

(6. 公開)

会議は、原則公開とする。

(7. その他)

この要領に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(8. 附則)

この要領は、平成25年3月29日から施行する。
この要領は、平成25年4月30日から施行する。

別 表 1

会 議

団体名	役職等	
島根県	副知事	
出雲市	市 長	
飯南町	町 長	
美郷町	町 長	

幹 事

団体名	役職等	摘要
島根県	土木部長	
出雲市	副市長	
飯南町	副町長	
美郷町	副町長	

オブザーバー

団体名	役職等	摘要
島根県	農林水産部技監	農業担当
	農林水産部次長	水産担当